

海上の杜技術士会 会則

(平成23年4月1日 制定)

(平成24年6月10日 改訂)

(平成28年6月4日 改訂-第二回)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「海上の杜技術士会」と称する。
かいしよのもりぎじゅつしかい

(目的)

第2条 海上の杜技術士会(以下、本会と称す)は、愛知工業大学(工学部土木工学科)を卒業した技術士を中心に、本会の主旨に賛同するものを会員として構成する会である。本会は会員相互の技術情報の交流により親睦・連携を図るとともに、母校愛知工業大学の教育・研究への支援を行い、発展に寄与する事を目的とする。

尚、本文書中に記述する工学部土木工学科とは、従前の工学部都市環境学科土木工学専攻をも含む。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 会員の継続教育の実施
- (2) 大学との技術情報の交流および教育・研究支援(JABEE・外部評価等)
- (3) 準会員および在学生に対する教育支援および技術士資格取得支援
- (4) 会員相互の技術情報の交流
- (5) 親睦会の開催
- (6) その他本会の目的を達成するための必要な活動

2. 前項の活動に当たっては、大学、工学部土木工学科および同窓会との信頼関係を保ち、大学等との綿密な協議のもとに実施することとする。

(事務所)

第4条 本会は、事務局を愛知工業大学工学部土木工学科内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は本会の目的に賛同する次の会員で構成する。

- (1) 正会員 愛知工業大学(工学部土木工学科)を卒業した技術士および二次試験合格者、本会会長が承認し同校を卒業した技術士および二次試験合格者

- (2) 準会員 愛知工業大学(工学部土木工学科)を卒業した技術士補および一次試験合格者ならびに JABEE コース終了生。
- (3) 特別会員 本会に賛同する愛知工業大学工学部土木工学科教員等
- (4) 賛助会員 本会に賛同する法人および個人(有資格者(技術士等))等

(入会)

第6条 前条に定める条項に該当する者で本会への入会届出を行った者は会員として登録する。

(会費)

第7条 会員は細則に定める入会費および年会費を納入しなければならない。

(会員登録の抹消)

第8条 会員は次の事由により会員登録を抹消する。

- (1) 退会の届出
- (2) 死亡
- (3) 除名

(退会)

第9条 退会を届出た会員は、会長の受理をもって退会扱いとする。

(除名)

第10条 運営委員会において、本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は除名処分を本人に通知した上で除名する。

- 2. 除名処分を通知した日から起算し2年間は、会員として復帰することを原則認めない。

(会員名簿)

第11条 会員の内、正会員として登録された者は会員名簿に記載し、会員の資格を失った者は会員名簿から抹消する。

- 2. 個人情報、管理している工学部土木工学科より最小限のデータのみ提供を受けるものとする。
- 3. 会員名簿の利用目的は本会則第3条(活動)の範囲内でなければならない。
- 4. 会員は、会員名簿を第三者に提供してはならない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会は次の役員を置く。

役員	会長	1名
	理事	5名以上10名以内
	監事	2名以上
	外部委員	2名以上

2. 理事・監事は本会の正会員でなければならない。
3. 会長は理事を兼ねる。必要に応じて会長代理、副会長等を置く事が出来る。
4. 監事は理事を兼ねることは出来ない。(監事の独立性)
5. 外部委員は特別会員から運営委員会の承認により選出する。

(選任)

第13条 前条の理事および監事は定時総会において立候補者ならびに被推薦者の中から選出する。

2. 会長は、理事の中から互選により選出する。他の役職は会長が任命する。

(職務)

第14条 役員は下記の職務を負う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 運営委員会は、理事、監事および外部委員より構成する。
- (3) 監事は本会の事業と会計を監査し、運営方針等に対しても意見を述べ、総会においては監査結果の報告を行うものとする。監事監査は本会会則第27条、28条および別途定める細則に基づいて実施する。

(任期)

第15条 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 第1期の任期は1年とし、第2期の定時総会までとする。

(報酬)

第16条 役員は原則無報酬とする。交通費等の精算については細則にて定めるものとする。

第4章 会 議

(種類)

- 第17条 本会の会議は、総会および運営委員会とする。
2. 総会は正会員をもって構成する。
 3. 総会は定時総会と臨時総会とする。
 4. 定時総会は年1回の開催とする。(原則会計年度末より3カ月以内とする)
 5. 臨時総会は会長、運営委員会が必要と認めた時に開催する。
 6. 通常総会に提出する議案は運営委員会の承認を得なければならない。

(招集)

- 第18条 各会議は、下記の開催要求により会長、会長代理もしくは副会長が招集する。
- (1) 会長、会長代理もしくは副会長が必要と認めた時
 - (2) 会員5名以上の連名による会議開催要求があった時
 - (3) 監事が必要と認めた時

(議事)

- 第19条 総会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告および決算報告の承認に関する事項
 - (2) 事業計画(案) および予算(案)の承認に関する事項
 - (3) 理事、監事の選任
 - (4) その他、総会において議決が必要と認められる重要事項
2. 運営委員会は、この会則に定めるものの他、次の事項を決定する。
- (1) 本会運営に関する重要事項
 - (2) 臨時総会に提案する諸事項
 - (3) 理事が必要と認めた事項
 - (4) 別に定める支部、部会、委員会等に対する活動の支援ならびに調整
3. 運営委員会および総会の議長は会長が務める。会長に支障がある場合には予め決められた理事の順位によって代行する。

(会議の成立)

- 第20条 総会は正会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)を以て、運営委員会は役員2分の1以上の出席(委任状を含む)を以て、それぞれ成立するものとする。但し、本会の解散、会則の変更等の重要事項に関する会議の成立は、それぞれ2/3以上の出席(委任状を含む)を必要とする。

(議決)

第21条 総会および運営委員会の議決は出席者の過半数(委任状を含む)を以て決する。但し、本会の解散、会則の変更等の重要事項に関する議決は、2/3以上の賛成(委任状を含む)を必要とする。

(支部、部会、委員会等)

第22条 本会の目的を達成するために必要と認められたときは、運営委員会の議決を経て、本会に支部、部会、委員会等を設置する事が出来る。

2. これらの活動に関する規定は別途これを定める。

第5章 資産、会計

(収入)

第23条 本会の収入は、会費(入会金、年会費、技術研修会等参加費)、各種団体からの寄付および支援金等とする。会費等の金額は別途定める。

(支出)

第24条 本会の支出は、総会、技術研修会等の諸経費とする。

2. 日当や旅費等については別途定める。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(帳簿)

第26条 本会は、次の書類を備え付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納帳(決算書)
- (3) 会議議事録(総会、運営委員会、支部会、部会および委員会等)
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第27条 会長は毎会計年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた後に運営委員会の議を得て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(予算)

第 28 条 会長は毎年度、次年度に係わる、次の書類を作成し、監事の監査を受けた後に運営委員会の議を得て通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書

(会則変更)

第 29 条 この会則の変更は、下記の 3 項目に該当する場合において運営委員会における審議を経て総会の議決 (重要事項) により決定する。

- (1) 会員 5 名以上の連名による変更提案がなされた場合
- (2) 会長もしくは運営委員会より変更提案がなされた場合
- (3) 監事より変更提案がなされた場合

(解散)

第 30 条 本会は運営委員会の議を経て総会の議決により解散する事が出来る。

- 2 . 解散時に剰余金および残金資産があるときは、解散時点の正会員に対して均等に返金するか、総会の議決を得て慈善団体に寄付する。

第 6 章 補 足

(細則)

第 31 条 この会則に必要な細則は運営委員会において定める。

第 7 章 附 則

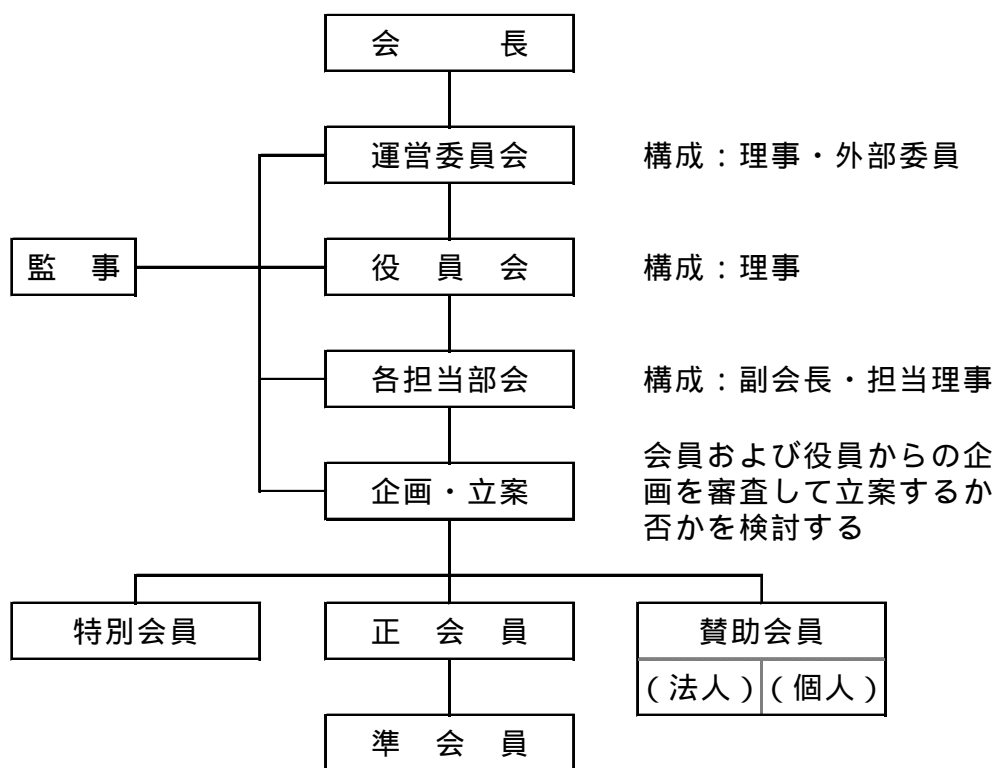
- 1 . この会則は、本会設立の日 (平成 23 年 3 月末日) から施行する。
- 2 . 本会の最初の会計年度は第 25 条の規定に係わらず本会設立の日に始まり平成 24 年 3 月 31 日に終わる。
- 3 . 本会の設立に必要な準備に支弁した費用は経費としてこれを計上する事が出来る。懇親会等で差益が生じた場合には本会の会計に繰り入れる。

附 則

この会則は平成 22 年 12 月 1 日 (発起人会) から準用 (施行) する。

[組織図および会員種別] を次ページの巻末資料に示しました。

[卷末資料 1 : 海上の杜技術士会 組織図]



外部委員：特別会員から運営委員会が任命した者

[卷末資料 2 : 会員の種類、参加資格および議決権]

種 別	参 加 資 格	入 会 金	年 会 費	議 決 権
正会員	愛知工業大学(工学部土木工学科)を卒業した技術士及び二次試験合格者	免除	要	有
	本会会長が承認し、同校を卒業した技術士および二次試験合格者			
準会員	愛知工業大学(工学部土木工学科)を卒業した技術士補および一次試験合格者ならびにJABEEコース終了生	免除	免除	無
特別会員	本会に賛同する愛知工業大学工学部土木工学科教員等	免除	免除	無
賛助会員 (法人)	本会に賛同する法人・団体等	免除	5千円/口 2口以上	無
賛助会員 (個人)	本会に賛同する個人。原則として有資格者(技術士等)	免除	要	無

海上の杜技術士会 監事監査に関する細則

(平成23年4月1日 制定)

(平成24年6月10日 改訂)

(目的)

第1条 監事は、海上の杜技術士会(以下、本会と称す)の健全なる発展に寄与し、同会の社会的信用の維持的向上に資するため、法令および本会会則により、監査を行う。

(監事の職務執行に関する事項)

第2条 監事の職務執行に関する事項は、法令および本会会則またはこの細則の定めるところによる。ただし、監事の権限行使を妨げてはならない。

(監査費用)

第3条 監事はその職務執行に必要な費用を本会に請求する事が出来る。ただし、当面の間は原則として報酬を支給しない。

(監査計画)

第4条 監事は当該年度に行うべき監査の実施計画を作成し、必要に応じて運営委員会に通知する。

2. 監事は必要があるときは年次実施計画以外の事項についても監査を行う。

(監査の実施)

第5条 監事は次の各号により監査を行う。

- (1) 運営委員会その他重要な会議への出席および審議事項の聴取またはその議事録および資料等の閲覧
- (2) 申請書その他、本会運営に関する重要文書の閲覧
- (3) 規程等についての調査
- (4) 会長、副会長および理事の業務全般についての調査
- (5) 総会提出議案および書類についての調査
- (6) 会計制度、会計処理の方法とその他会計業務についての調査
- (7) 財産の取得、処分および管理についての調査
- (8) 無償の財産上の利益の供与についての調査
- (9) その他の重要事項についての調査

(資料の提出等)

第6条 監事はいつでも、会長、理事に対して監査に必要な資料の提出または報告を求める事が出来る。

(勧告等)

第7条 監事は、本会の業務に適法性を欠く事実またはそのおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれの改善につき会長・理事に勧告する等適切な措置をとるものとする。

2 .監事はその職務執行にあたり本会の業務の適正な運営のための改善が望ましいと判断する事項があったときには、その旨を会長・理事に助言し、または意見を述べるものとする。

附則

この細則は平成23年4月1日から施行する。

この細則の改廃は本会会則第31条に基づき、運営委員会の議を経て行う。

海上の杜技術士会 会計・事務処理に関する細則

(平成23年4月1日 制定)

(平成24年6月10日 改訂)

(平成28年6月4日 改訂-第二回)

(会費)

第1条 海上の杜技術士会会則第7条の規定に従い、会費を以下の様に定める。

- (1) 入会金 無料
- (2) 年会費 正会員：2,000円(1~3月に入会する者、当該年会費免除)
- (3) 準会員 無料
- (4) 特別会員 無料
- (5) 賛助会員 企業・団体：1口5,000円とし、2口以上とする。
個人：2,000円(1~3月に入会する者、当該年会費免除)

2. 技術研修会等参加費は、内容・規模に応じて運営委員会が都度定める。

3. 退会する者への会費払い戻しは原則として行わない。

(会費の納収)

第2条 第1条第1項に規定する年会費は、指定のゆうちょ銀行口座に振り込むものとする。

2. 前項の振込に関する手数料は原則振込人が負担するものとする。

3. 年会費の支払いは、振込用紙が着送した日(原則として4月1日以降)から当期総会の開催日までとする。なお、総会、研修会等に出席する会員はその当日に現金支払いができるものとする。

(通帳、印鑑等の管理)

第3条 第2条に規定する銀行口座通帳、印鑑の管理は、会長または会長が委任した理事が行うものとする。

2. 監事は、収支報告と通帳等の監査を6カ月毎に行うものとする。但し、資金移動がない場合には省略する事が出来る。

(書類の公開)

第4条 会員より書面による書類開示の申し出があった場合は、会長もしくは監事に報告後事務書類を公開するものとする。

正会員より書類開示の申し出があった場合は、運営委員会の判断により、決定する。

(支出)

第5条 運営委員会参加に要する交通費は、愛知工業大学よりおおむね100km圏内に居住する理事については当面の間支給しないものとする。

2. 愛知工業大学より100km圏外に居住する理事は、会長の承認を経て実費を支出できるものとする。但し、自家用車を利用する場合は燃料費および道路通行料金のみを支払い対象とし、運転労務費・自動車損耗費等は支給しない。

3. 本会が要請する技術研修会講師、母校教育支援活動参加者、資格取得支援活動協力者、その他の諸活動従事者に対しては、収支状況を勘案の上、会長の承認により内容に応じた報酬の支出(日当・交通費・資料等準備費用)または優遇措置(懇親会費免除等)の適用ができるものとする。

4. 運営委員会活動に伴う経費は、収支状況を勘案の上、会長の承認を経て本会予算から支出する(会議場費、会議運営・光熱費、物品費、資料製本印刷費、名刺製作費など)。

5. 標準日当額は1,000円とする。業務内容が軽微または短時間で済む場合、日当は支出しない。

附則

この細則は平成23年4月1日から施行する。

この細則の改廃は本会会則第31条に基づき、運営委員会の議を経て行う。